

船橋市事業所内保育事業の認可に関する審査基準

第1 趣旨

この審査基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業にかかる同法第34条の15第2項の認可に際して必要な基準について、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「府令」という。）及び船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第12号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、認可等の適正化及び円滑化を図ることを目的とする。

第2 事業者

事業所内保育事業を行う者（以下「事業者」という。）は、法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

社会福祉法人及び学校法人以外の者が事業者となる場合は、別表1に掲げる要件を満たすこと。

第3 事業所内保育事業を行う事業所の設置位置等

1 必要性

事業所内保育事業を行う事業所（以下「事業所」という。）については、その位置及び定員が船橋市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に適合し、必要性が認められるものであること。

2 位置

事業所の位置は、通所事業を行う場所として安全性、利便性があり、周辺住民への説明も十分になされていること。

3 定員

事業所内保育事業の定員は、その位置する地域の就学前児童数、保育所入所待機児童数、事業計画における量の見込みから確保数を除いた需給バランス並びに既存の教育・保育施設及び地域型保育事業の配置状況を考慮して設定されていること。

また、府令、条例及び本審査基準に定める建物、設備及び職員配置に関する基準を遵守の上、施設運営上の目安として年齢別の定員が設定されていること。

第4 事業所内保育事業に供する土地・建物および施設の設備・構造等

1 土地・建物の貸与

事業所内保育事業を行うために直接必要な土地及び建物は、いずれも事業者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であるが、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けて事業所内保育事業を行う場合は、別表2に掲げる要件を満たすこと。

2 土地

事業所内保育事業を行う土地は、敷地外に出ることができる二方向の避難路が確保されていることなど、事業所内保育事業を行う上での安全性が担保されていること。

3 建物

事業所内保育事業に供する建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関連法令に適合し、建築基準法第7条第5項の検査済証の交付を受けていること。

また、原則として、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けていること。ただし、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月26日国土交通省告示第184号）に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではない場合（Is値が0.6以上又は上部構造評点が1.0以上であることをいう）は、この限りでない。

4 事業所の構造、設備等

事業所の構造、設備等は、建築基準法、消防法等関係法令に定めるところに従うこと。また、別表3に定める要件を満たすこと。

第5 職員

1 施設長

事業所の長（以下「施設長」という。）は、児童福祉事業に熱意があり、事業を適正に運営できる者であることとし、社会福祉法人及び学校法人以外の者が事業者となる場合は、別表１の３の要件を満たすこと。

２ 嘱託医

条例の規定により置く嘱託医（「保育所における嘱託歯科医の設置について」（昭和５８年４月２１日児発第２８４号厚生省児童家庭局長通知）により、歯科医を含む。）との雇用契約は、書面にて行うこと。

３ 保育士等職員

（１）保育所型事業所内保育事業

条例第３条の規定によりその例によることとされる府令第４４条第２項に定める保育士の人数は、常勤の専任の保育士によって満たすことを基本とし、その算定方法は、年齢別にそれぞれ小数点以下第１位まで計算し（小数点以下第２位切捨て）、合算した値の小数点以下第１位を四捨五入して求めるものとする。

ただし、やむを得ず常勤以外の保育士を上記の人数に算入する場合は、「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」（令和３年３月１９日付け子発０３１９第１号厚生労働省子ども家庭局長通知）及び「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」（令和６年６月２５日付けこ成保発６６６こども家庭庁生育局長通知）に定めるところによること。

また、府令附則第６条及び第８条に規定する保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者については、次に掲げるいずれかの要件を満たすこととする。

ア 保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者で、別表４に掲げる要件を満たすこと。

イ 家庭的保育者

ウ 子育て支援員研修の地域保育コースのうち地域型保育に分類される研修を修了した者

エ 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者

（２）小規模型事業所内保育事業

条例第３条の規定によりその例によることとされる府令第４７条第２項に定める保育従事者の人数の算定方法は、年齢別にそれぞれ小数点以下第１位まで計算し

(小数点以下第2位切捨て)、合算した値の小数点以下第1位を四捨五入して求めた合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は、保育士とすること。

ただし、やむを得ず常勤以外の者を上記の人数に算入する場合は、「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」(令和3年3月19日付け子発0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)及び「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」(令和6年6月25日付けこ成保発666こども家庭庁生育局長通知)に定めるところによること。

第6 運営

1 保健衛生

事業所内保育事業において調理又は調乳を担当する職員は、定期的な健康診断に加え、月に1回以上の検便を実施すること。また、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に定めるところに従い、雇入時の健康診断、雇入れの際又は調理若しくは調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検査結果を確認した上で調理若しくは調乳業務に従事させること。

2 調理業務の委託

調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知)に定めるところに準ずること。

3 保健衛生および食事の提供に関する指導等

保健衛生および食事の提供については、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知)別添の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を参考とし、船橋市保健所等の指導に従い、適切に行うこと。

第7 連携施設

1 連携契約

事業者は条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第6条第1項の規定により、別表5に掲げる事項に係る連携協力を行う施設(保育所、幼稚園又

は認定こども園をいう。以下「連携施設」という。)を確保することとし、連携施設と連携内容を明確にした契約書等を交わすこと。

また、同条第3項の規定により、連携施設以外の者と代替保育の提供に係る連携協力を行う場合にあって、当該事業者と連携内容を明確にした契約書等を交わすこと。

2 代替保育の提供に係る連携施設の確保の例外

条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第6条第3項第2号に規定する小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げるいずれかの事業を行う者であること。

ア 小規模保育事業A型

イ 小規模保育事業B型

ウ 事業所内保育事業

エ 船橋市認証保育所

(2) 代替保育の提供を受ける事業の類型に応じ、必要となる職員を適切に派遣できる者であること。

3 卒園後の受入に係る連携施設の確保の例外

条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第6条第5項に規定する連携協力を行う者として市長が適当と認めるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 企業主導型保育事業のうち、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 原則市内に設置されていること。

イ 地域枠の定員設定があること。

ウ 3歳児から5歳児までの定員を確保しており、事業所内保育事業の卒園児が優先的に利用できるような定員設定があること。

エ 直近に実施された指導監査等において文書指摘を受けていないこと（軽微なものを除く。）。

オ 「家庭的保育事業等の連携施設の確保及び運用等に関するガイドライン」に沿った取扱いを行うこと。

(2) 船橋市認証保育所のうち、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 3歳児から5歳児までの定員を確保しており、事業所内保育事業の卒園児が優先的に利用できるような定員設定があること。

イ 直近に実施された指導監査等において文書指摘を受けていないこと（軽微なものを除く。）。

ウ 「家庭的保育事業等の連携施設の確保及び運用等に関するガイドライン」に沿った取扱いを行うこと。

第8 地域型保育給付費の額の算定に係る基準

事業者は、子ども・子育て支援法（平成26年法律第65号）第29条第1項に規定する地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として市の確認を受けることから、事業の運営の内容については、府令、条例及び本審査基準で定める要件を満たすほか、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月内閣府告示第49号）において必要とされる要件を満たすこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この審査基準は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この審査基準は、平成29年1月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この審査基準は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この審査基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この審査基準は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この審査基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この審査基準は、令和6年8月21日から施行する。

別表1 社会福祉法人及び学校法人以外の者が事業者となる場合の要件

- 1 事業所内保育事業を経営するために必要な経済的基礎として、次の要件を満たすこと。
 - ア 直近の会計年度において、事業所内保育事業を経営する事業以外の事業を含む当該経営主体全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
 - イ 年間事業費の1/2の分の1に相当する額の資金を、普通預金、当座預金等により保有していること。
- 2 当該事業所内保育事業の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること。
- 3 実務を担当する幹部職員（施設長又は施設長に相当する者として、常勤で事業所内保育事業の運営管理業務に従事する者をいう。以下同じ。）が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること（次の(1)及び(2)のいずれにも該当するか、又は(3)に該当することをいう。）。
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 実務を担当する幹部職員が、保育所等（児童福祉施設、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）において2年以上勤務した経験を有する者であること。
 - イ アと同等以上の能力を有すると認められる者であること（保育士資格を有し、かつ、公的機関等の実施する所長研修等を受講した者や、認可外保育施設から移行して認可を受ける場合にあっては、2年以上、当該施設で実務を担当する幹部職員又は保育士として勤務した経験を有する者であること。）。
 - ウ 経営担当役員に社会福祉事業についての知識及び経験を有する者を含むこと。

(2) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。(3)において同じ。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（事業所内保育事業の運営に関し、当該事業所内保育事業の事業者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(3) 経営担当役員に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

4 認可を受けるにあたり、次に掲げる条件を遵守できること。

ア 条例の基準を維持するために、事業者に対して必要な報告を求めた場合には、速やかに応じること。

イ 船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第11号）第3条の規定によりその例によることとされる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。）第50条において準用する第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、事業所内保育事業を営む事業に係る区分を設けること。

ウ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び別紙1の借入金明細書、及び別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

エ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、事業所内保育事業を営む事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。

(ア) 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書などの会計に関し市が必要と認める書類。

(イ) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、事業所内保育事業を営む事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙1の借入金明細、別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

別表２ 国若しくは地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて事業所内保育事業を行う場合の要件

1	貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。 ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると市長が判断する場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。なお、貸与を受ける土地又は建物については、抵当権等の制限物権が付されていないことが望ましいこと。 (1) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において１０年以上とされている場合 (2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
2	賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
3	賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
4	賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

別表３ 事業所の構造、設備等の基準

区 分	要 件
1 乳児室又はほふく室 保育室又は遊戯室	(1) 同一の室を区画して設ける場合には、乳幼児の安全に配慮すること。 (2) 条例第３条の規定によりその例によることとされる府令第４３条又は第４８条において準用する第２８条で定める必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保すること。 (3) 固定式・大型の家具については床面積から控除すること。
2 医務室	静養できる機能を有し、医薬品等を常備すること。 カーテン等で区画できれば、保育室等との兼用でも可とする。
3 調理設備	定員分の給食を供給するために必要な加熱又は保温ができる設備及び保存食をマイナス２０度以下で２週間以上保存できる設備を設置すること。

別表 4 保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者の要件

次の各号に掲げる施設において、常勤で1年以上従事した者又は非常勤で1日6時間、月20日以上に従事に相当する勤務経験（通算1440時間以上の勤務をいう。）を有する者とする。

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 幼稚園
- (4) 小規模保育事業
- (5) 事業所内保育事業
- (6) 船橋市認証保育所
- (7) 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。）

別表 5 連携協力事項について

1 保育内容の支援について

集団保育の体験機会の提供のほか、具体的な連携内容の例として次に掲げる内容等が想定されるが、当該提供する保育の内容等を踏まえ、連携施設からの必要な支援内容を設定すること。

- (1) 給食に関する支援
- (2) 嘱託医について
- (3) 園庭の開放
- (4) 合同保育

2 代替保育の提供について

事業所内保育事業所の職員の病気、休暇、研修等により保育を提供することが出来ない場合に、必要に応じて代わって保育を提供すること。

3 卒園後の受け皿の設定について

卒園後の確実な受け皿があることにより、保護者の安心、ひいては事業の安定性の確保につながることから、当該受け皿としての確保をすること。

別紙 1

借入金明細書（短期運営資金借入金を除く）

自 年 月 日

至 年 月 日

（単位：円）

区分	借入先	区分	期首 残高 ①	当期 借入金 ②	当期 償還額 ③	差引期末残高④ =①+②-③ (うち1年以内 償還予定額)	元金償 還補助 金	利率%	支払利息		返済期 限	使途	担保資産		
									当期支 出額	利息補助 金収入			種類	地番ま たは内 容	帳簿価 額
設備資金 借入金						()									
						()									
						()									
						()									
						()									
	計					()									
長期運営 資金借入 金						()									
						()									
						()									
						()									
						()									
	計					()									
合計						()									

別紙 2

基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

区分

資産の種類及び名称	期首帳簿価額 (A)		当期増加額 (B)		当期減価償却 額 (C)		当期減少額 (D)		期末帳簿価額 (E=A+B-C-D)		減価償却累計 額 (F)		期末取得原価 (G=E+F)		摘要
	うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		
基本財産（有形固定 資産）															
土地															
建物															
基本財産合計															
その他の固定資産 （有形固定資産）															
土地															
建物															
車輛運搬費															
〇〇〇															
その他の固定資産 （有形固定資産）計															
将来入金予定の償還 補助金の額															
差引															